

## 生活支援員制度の取り組みが始まりました

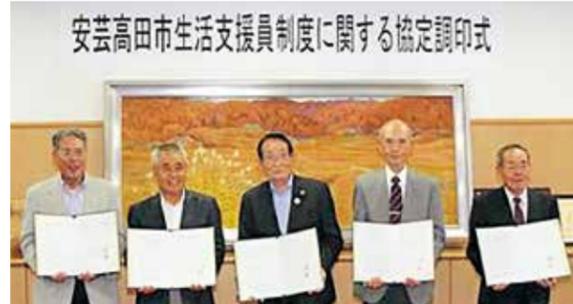
少子高齢化の進行に伴い、全国的に独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。そのような状況の中、市では地域振興会を中心に『ちょっと気になるご近所さん』がおられた場合は「お太助フォンを使った週2回の電話」と「2週間に1回程度の直接訪問」による日常的な見守りを実施し、一人ひとりのライフスタイルや生活上の課題を把握し、困りごとや課題に応じて専門機関につなぐなど、包括的な支援を迅速に提供できる体制の構築を進めています。

生活支援制度は、「ちょっと気にかける」「ちょっと声をかける」など日常的なさりげない見守り活動により孤立死を防止し、様々な生活上の相談や支援を強化するとともに、地域の高齢者等が「気軽に集まる」地域サロンをとおして、人と人とのつながりを強化し、介護予防や引きこもりを防止する「支えあう福祉の地域づくり」を進める取り組みです。

市内32の地域振興会を中心に制度の説明会を行い、いち早く生活支援員制度の趣旨に賛同いただいた4つの地域振興会と「生活支援員制度に関する協定」調印式を行いました。

### 【取り組みを開始した地域振興会】

- 上根・向山地域振興会（八千代町）
  - 横田振興会（美土里町）
  - 川根振興協議会、房後連絡協議会（高宮町）
- ※生活支援員制度についての説明を希望される地域振興会等は健康長寿課、又は各支所までご連絡ください。



☎健康長寿課 高齢者生活支援係  
☎47-1281 ☎47-1282

## ヘルプマーク・ヘルプカード

義足、人工関節を使用している方や内部障害の方などは、外見から支援や配慮を必要としていることが分かりにくく、また、聴覚・言語障害、発達障害のある方なども、支援や配慮を必要とすることを伝えることが困難です。こうした方が、支援や配慮が必要なことを周囲の人に知らせ、支援や配慮が得やすくなるために「ヘルプマーク」「ヘルプカード」があります。

これら上記を提示された方を見かけた際には、できる範囲でのご支援、ご配慮をお願いいたします。

「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」は、社会福祉課にて無償配布しています。

○受け取りにあたり、障害者手帳、身分証明書等の提示、申請書の提出は不要です。

○ご家族や支援者など、代理人による受け取りも可能です。

○社会福祉課窓口に来庁が困難な方は、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」希望と示した用紙とともに返信用封筒と返信用切手（1個・1枚の場合は120円）を同封のうえ、社会福祉課へ郵送してください。後日、郵送にてお届けいたします。

※社会福祉課の在庫には限りがあります。後日、郵送させていただきます場合もございますのでご理解ください。



☎社会福祉課 障害者福祉係  
☎42-5615 ☎42-2130

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象になります

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を納めている場合、その保険料もあわせて控除が受けられます。なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書などの保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書等の提出の際には必ずこの証明書、または領収書を添付してください。（平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はずじめて国民年金保険料を納めら

れた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一の時にも心強い味方となる制度です。保険料を納め忘れのないようきちんと納めましょう。

### 〈国民年金保険料免除に係る遡及申請の注意点〉

付加年金及び国民年金基金に加入されている方で、保険料免除が遡及して承認された場合は、承認された年月までさかのぼって付加年金及び国民年金基金が脱退となります。また、免除申請の取消申請を行っても、一度脱退となった国民年金基金等は再度加入の申し込みをした日からの加入となります。

免除申請の遡及申請を受ける際はご注意ください。

※遡及…過去のある時点までさかのぼること



☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107

## 重複地番の解消作業の実施

広島県においては明治以来、宅地、農耕地等の耕地に一番から順に地番（耕地番）が付されました。しかし、山林、原野等の山間地にも同様に一番から順に地番（山地番）が付されたことにより、同一大字（地番区域）内の耕地と山間地に同一の地番が付されるという、いわゆる重複地番が多数存在している実情にあります。

法務局では、政府が推進する「IT新改革戦略」及び「電子政府推進計画」に基づき、不動産登記情報等を、インターネットを利用して、パソコンで確認することができるオンライン申請制度を展開しているところです。しかしながら、これらのサービスを利用する際、お客様が重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまうトラブルが多数発生しています。そこで、広島法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、取引を安全かつ円滑に進めるため、次の要領によりそれぞれの地番区域に存する山地番の地番変更を実施し、重複地番を解消させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 〈実施区域〉

高宮町「佐々部」「来女木」「川根」

### 〈変更方法〉

原則として山地番に、それぞれ10000を加算する方法によって行います。

例：115番→10115番

### 〈実施日〉

平成30年1月5日

### 〈通知書の送付〉

地番変更を実施した場合には、法務局から登記簿に記録されている所有者の住所（共有の場合は、そのうちの一名のみの住所）宛に地番変更通知書を送付されます。

### 〈実施時期〉

平成30年1月上旬から、地番区域ごとに順次実施予定。

☎広島法務局民事行政部不動産登記部門  
（担当：辻岡・田中・谷本） ☎082-228-5741